

消費者

5月は消費者月間です

くともに築こう豊かな消費社会く

今年のテーマは「ともに築こう豊かな消費社会 く誰一人取り残さない」です。

これは、平成27年に採択された国連の持続可能な開発目標（SDGs）にある、全ての関係者の役割を重視し、「誰一人取り残さない」世界の実現を目指すために取り上げられたテーマです。

将来、より良い社会をつくっていくために、消費者の行動がますます重要となってきます。

消費生活においては、「倫理的消費」（地域の活性化や雇用などを含む、人や社会・環境に配慮した消費行動）を通して、さまざまな課題解決を目指すこととなります。

例えば、皆さんが買い物をするとき、品質、価格、安全性の3つの基準があります。倫理的消費とは、価格が安くても違法に輸入されたものを選ばず、価格が高くても被災地の復興になるものだったらその商品を選ぶことです。

皆さんも、商品・サービスの選択肢に「安全・安心」「品質」「価格」に続く第四の尺度として「倫理的消費」を加えてみませんか。

次の4つの視点で、私たち自身の

日ごろの消費行動を振り返ってみましょう。①障害のあるかたが作った商品や、障害のあるかたを雇用する企業のサービスを選ぶ（人への配慮）②フェアトレード（発展途上で作られた作物や製品を適正な価格で継続的に取引する）商品や寄付付きの商品を買う（社会への配慮）③エコ商品・リサイクル製品を買う（環境への配慮）④地産地消や被災地商品を買う（地域への配慮）

消費者センターでは、消費生活について学ぶ講演会や出前講座を行っています。また、食品ロスについて学ぶ「夏休みの子どもエコクッキング講座」なども実施予定です。地域の皆さんや、お友達同士でお気軽にお申し込みください。



■問い合わせ

消費者センター（☎829・1234）